

松原市立中学校給食調理等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和3年10月

松原市教育委員会

目 次

I	松原市立中学校給食調理等業務委託の事業者募集にあたって	1
II	プロポーザルの概要	2
III	業務の対象	3
IV	プロポーザル参加資格	3
V	スケジュール及び手続きの概要	5
VI	提案書類	8
VII	その他留意事項	10
VIII	資料・様式	10

I 松原市立中学校給食調理等業務委託の事業者募集にあたって

本市では、市内全中学校で実施している学校給食について、令和4年度から令和8年度までの給食調理等業務委託事業者を募集します。

委託事業者の選考は公募型プロポーザル方式により実施します。

優先交渉権者の選定は、応募事業者から提出される提案書類等をもとに、現地調査・ヒアリング等を実施した上で総合的に評価し、行います。

委託する業務の内容は、委託事業者の調理場において給食調理を行い、保温食缶等に配缶された副食及び食器等を各中学校に配送し、生徒・教職員に給食を提供していただくものです。なお、献立の作成や食材の調達は市が行います。

業務対象の中学校は7校、1日あたりの給食調理食数は約2,900食と見込んでいます。プロポーザルの概要等は次ページ以降のとおりです。

II プロポーザルの概要

1 委託名称 松原市立中学校給食調理等業務委託

2 委託期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の内容及び仕様

(1) 業務の内容

- ア 食材料の受領、検収、保管及び管理
- イ 給食調理及び保温食缶等への配缶
- ウ 保温食缶・食器等の学級単位の仕分け
- エ 保温食缶・食器等の配送・配膳及び回収
- オ 保温食缶・食器等の洗浄、消毒及び保管
- カ 各中学校各配膳室の衛生管理、配送された保温食缶・食器等の衛生管理、学級ごとの保温食缶・食器等の受け渡し及び回収
- キ 厨芥、その他の廃棄物処理
- ク 市教育委員会を含む各関係機関等への報告、連絡調整業務
- ケ 調理施設での保存食の採取及び廃棄とその記録
- コ 残菜等の確認、記録及び廃棄物処理
- サ ア～コに付帯して必要な業務

(2) 業務の仕様

別添の資料1「松原市立中学校給食調理等業務委託仕様書」のとおり。

なお、委託業務の実施にあたっては、食品衛生及び公衆衛生に関する法令並びに厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」、「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」、「調理場における洗浄・消毒マニュアル」、「学校給食調理場における手洗いマニュアル」等を遵守して衛生管理の徹底及び食中毒の発生防止に努めること。

4 委託事業者の選定方針

松原市立中学校給食調理等業務委託仕様書による業務を適正かつ確実に実施する提案内容であるとともに、これを実行するに必要な能力を有する事業者であること。

5 優先交渉権者の選定

松原市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、委託事業者の選定基準に適合していると認められる事業者を優先交渉権者として選定します。

なお、具体的な審査は、応募事業者から提出される提案書類等を踏まえ、別添の

資料2「松原市立中学校給食調理等業務委託業者を選定するための評価基準」に基づいて行います。評価点数の合計が満点の6割以上を獲得したもののうち、順位が上位の2事業者を優先交渉権者に選定し、契約について交渉を行います。なお、優先交渉権者が契約を辞退するなどの場合には、第三位以降の事業者の順位を繰り上げて優先交渉権者とします。

6 契約保証金

契約にあたっては、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金の納付が必要です。ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは契約保証金の納付を免除することがあります。

※ 契約金額とは、「委託単価×食数×166日×5年」に相当する金額とします。

7 委託上限単価

委託上限単価は、1食あたり285円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

III 業務の対象

業務の対象中学校は、次のとおり

学校名	所在地	想定食数	学級数
松原市立松原中学校	松原市新堂1丁目604番地の1	450	13
松原市立松原第二中学校	松原市三宅西2丁目12番1号	380	11
松原市立松原第三中学校	松原市東新町3丁目1番23号	430	13
松原市立松原第四中学校	松原市別所3丁目19番28号	490	13
松原市立松原第五中学校	松原市天美我堂3丁目124番地の2	400	11
松原市立松原第六中学校	松原市岡1丁目340番地	450	13
松原市立松原第七中学校	松原市一津屋2丁目1番9号	290	10
	合 計	2,890	84

（想定食数及び学級数は、令和3年5月の生徒・教職員数より推計）

※ 給食実施日

給食実施日は契約履行期間内で、学校休業日（土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに長期休業日等）を除いた日のうち、市教育委員会が受託者に指示するものとする。

なお、令和4年度の給食日数は約166日の見込みです。

想定食数は推計値であり、この食数を保証するものではありません。

IV プロポーザル参加資格

1 参加資格要件

(1) 次に掲げるすべての条件を満たす者であること。

- ア 本市の中学校給食向けに、調理施設で1日1,600食以上の調理が可能であること。
 - イ 精米の炊飯が可能であること。
 - ウ 現在、厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルの適用を受ける施設で学校給食調理業務又はその他の調理業務を営んでいること。
 - エ 食品衛生法第55条第1項に規定する飲食店営業許可を受けていること。
 - オ 提案書類等提出日前5ヶ年間に食品衛生法による行政処分を受けていないこと。
 - カ 本市における令和3・4・5年度年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。
 - キ 食品衛生監視票が85点以上であること（令和2年10月1日以降）
- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、プロポーザル参加資格を有しない。
- ア 破産法の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者、若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
 - ウ プロポーザル参加意向申出書の提出期限まで、地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により本市における入札参加を制限されている者
 - エ プロポーザル提案締切日から契約締結日までの間に、松原市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止を受けている者。
 - オ 国税又は地方税（特別徴収税額納入金を含む。）を滞納している者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律による暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者

2 失格要件

- (1) 選定委員会の開催前に、学校給食課において書類審査を行い、次の事項に該当する場合については、失格とします。
- ア 参加資格要件に該当していない者
 - イ 提案書類中の見積書に関して、消費税及び地方消費税額を加えた金額で市の委託上限単価を超える見積金額を提出した者
 - ウ プロポーザル応募にあたり、市へ提出した書類あるいはその内容に明らかな虚偽が認められた者
- (2) 選定委員会開催以後、優先交渉権者となるまでの間において、参加資格要件に欠ける事項が生じた場合については、失格とします。

V スケジュール及び手続きの概要

1 全体スケジュール

内容	期日等
募集開始	令和3年10月1日(金)
参加意向申出書の受付	令和3年10月1日(金)～令和3年10月22日(金)
質問書の受付	令和3年10月1日(金)～令和3年10月14日(木)
質問書への回答	令和3年10月21日(木)
提案書類の受付	令和3年10月22日(金)～令和3年10月29日(金)
現地調査・ヒアリング	令和3年11月中旬～令和3年11月下旬
選定結果の通知	令和3年12月上旬
契約の締結	令和3年12月下旬

2 プロポーザル実施要領等の配布

配布期間	令和3年10月1日(金)～令和3年10月22日(金) ただし、上記期間中の土曜日、日曜日、祝日を除きます。
配布場所	松原市河合5丁目238番地 松原市立学校給食センター内 学校給食課
配布時間	午前9時30分～午後5時
ホームページ 掲載	上記の配布期間中、中学校給食調理等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等の資料を市ホームページに掲載します。

3 プロポーザル参加意向申出書の受付

受付期間	令和3年10月1日(金)～令和3年10月22日(金) ただし、上記期間中の土曜日、日曜日、祝日を除きます。
提出先	松原市河合5丁目238番地 松原市立学校給食センター内 学校給食課
受付時間	午前9時30分～午後5時
提出方法	1 書式は、様式1を使用し、提出先へ持参又は郵送してください。 2 FAX、Eメール等による提出はできません。
留意事項	この書類の提出がなかった場合、プロポーザル参加の意思がないものとみなします。

4 プロポーザルに関する質問書の受付

受付期間	令和3年10月1日(金)～令和3年10月14日(木) ただし、上記期間中の土曜日、日曜日、祝日を除きます。
提出先	松原市教育委員会事務局 教育総務部 学校給食課 E-mail kyuusyoku@city.matsubara.osaka.jp 問い合わせ電話番号 072-333-7060 (直通)
受付時間	午前9時30分～午後5時
提出方法	Eメール(不着等の防止のため、質問書を送信後、提出先へ電話で着信確認を行うこと。担当者が着信を確認できなかった質問への回答は行いません。)
書式	1 書式は様式2を使用すること。 2 質問内容は簡潔明瞭に記載するとともに、その質問が生ずる資料等の名称、ページ等を記載してください。
留意事項	1 メールアドレスに間違いがないよう留意してください。 2 電話や来訪などによる口頭での質問及び当該期間以外の期間における質問は一切受付しません。

5 プロポーザルに関する質問書への回答

回答日	令和3年10月21日(木)
回答方法	質問内容及び回答をとりまとめて、プロポーザル参加意向を申し出た事業者全員にEメールで送信します。

6 プロポーザル提案書類の受付

受付期間	令和3年10月22日(金)～令和3年10月29日(金) ただし、上記期間中の土曜日、日曜日、祝日を除きます。
提出先	松原市河合5丁目238番地 松原市立学校給食センター内 学校給食課
受付時間	午前9時30分～午後5時
提出方法	1 VI 提案書類(8ページ)に記載の書類を提出先へ持参してください。 2 郵送、FAX、Eメール等による提出はできません。
留意事項	1 1者につき1案のみの提案とし、提出後は、提案書類の内容を変更すること(軽微な修正を除く。)はできません。 2 本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

7 選定委員会の開催

選定委員会において、プロポーザル参加事業者からの提案説明等を次のとおり実施します。

実施日時	令和3年11月中旬～令和3年11月下旬で選定委員会が指定する日時
現地調査	実施場所：各事業者の調理場等
提案説明・ヒアリング	実施場所：松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所内 会議室 ・1者あたり提案説明を20分以内とし、その後、選定委員会委員からの質疑応答を行う。 ・説明及び質疑への回答は、契約を履行する際に業務責任者となる予定の者が行うこと。 ・必要な機器（PC やプロジェクター等）は、各事業者において準備すること。なお、スクリーンは本市が準備する。 ・出席者は1者あたり3名以内とする。

8 選定結果の通知

選定結果については、令和3年12月上旬にプロポーザル参加の事業者へ書面で発送します。また、審査結果に対する異議申し立ては認めないものとし、電話等による問い合わせには一切お答えできません。

9 契約の締結

市は、優先交渉権者として選定された事業者と契約締結に向けて詳細について、交渉し、契約を締結するための仕様書等の調整を行います。また、確定した仕様書に基づき、正式な見積書を提出していただきます。

契約の対象となる学校については、「Ⅲ 業務の対象」の中学校単位で、市が指定します。

優先交渉権者として決定された日から契約締結の日までの間において、参加資格要件に欠ける事項が生じた場合は、契約を締結しません。

VI 提案書類

1 次の(1)～(16)に掲げる書類を揃えて、必要部数を提出してください。

(1)	提案書(様式3)
(2)	会社概要(様式4)
(3)	企画書(様式5)
(4)	添付図面等(カラー印刷) (a) 図面 ア 調理施設及び設備の配置平面図(室名、設備名を明記すること。大きさはA3判) イ 図面は折りたたみ、A4判縦に揃えてください。 ウ 図面には食材及び食器の搬入搬出経路、従業員の入退室経路を明記してください。 (b) 写真 ア 施設内外の主な部分を撮影した写真をA4判縦の用紙に、適宜、必要な枚数を貼り付けてください。
(5)	見積書(様式6) 記入要領は、次のとおりとします。 ア 見積金額には、1食あたりの見積単価を記入すること。 イ 消費税及び地方消費税を含む見積金額を記入すること。 ※ 見積金額が市の委託上限単価(1食あたり285円)を超える場合は、失格となるので注意すること。
(6)	作業工程表及び作業動線図(カラー印刷) 別添の資料3「調理指示書」を基に作成し提出してください。
(7)	所轄保健所が発行する食品衛生法第55条第1項に規定する飲食店営業許可証の写し
(8)	所轄保健所が発行する食品衛生監視票の写し(令和2年10月1日以降のもの)
(9)	提案書類提出日前5ヶ年間に食品衛生法による行政処分を受けていないことがわかる所轄保健所が発行する証明書
(10)	登記事項証明書(法人の場合に限る。)
(11)	定款、寄附行為その他事業の目的、組織、業務の執行等を示す書類
(12)	決算書類等 (a) 法人税の確定申告を行っている事業者 提出日を含む事業年度前3ヶ年度に係る事業者の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「法人税の確定申告書の控えの写し(確定申告の際、確定申告書に添付したすべての書類を含みます。)」 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実がある場合にはそれを記載した書類

	<p>(b) (a)以外の事業者</p> <p>ア 提案書類提出日の属する年度前3ヶ年度に係る事業者の「貸借対照表」か「財産目録」又は、これらに相当する書類</p> <p>イ 提案書類提出日の属する年度前3ヶ年度に係る事業者の「損益計算書」か「収益計算書」又は、これらに相当する書類</p> <p>なお、提案書類提出日の属する年度に設立された事業者にあつては、その設立時における「貸借対照表」又は「財産目録」を提出してください。</p>
(13)	<p>納税証明書（国税）の写し</p> <p>直前3ヶ年分、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>（法人）納税証明書「その3の3」法人税、消費税及び地方消費税</p> <p>（個人）納税証明書「その3の2」所得税、消費税及び地方消費税</p>
(14)	<p>納税証明書（都道府県税）の写し</p> <p>直前3ヶ年分、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>（法人）法人都道府県民税納税証明書</p> <p>（法人・個人）事業税納税証明書</p> <p>（※上記について未納及び滞納のないことを記載してある証明書でも可）</p>
(15)	<p>納税証明書（市町村税）の写し</p> <p>直前3ヶ年分、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>（法人）法人市町村民税納税証明書</p> <p>（個人）市町村・都道府県民税納税証明書</p> <p>（法人・個人）固定資産税納税証明書</p>
(16)	事業者の衛生管理マニュアル、事故対応マニュアル及び危機管理マニュアル

2 提出部数

正本1部のほか、提出書類（2）～（5）については、副本10部を提出してください。（数字の若い順にフラットファイルで1部毎にファイリングしてください。）

3 提案書類の取扱い

提出された書類は、返却いたしません。

市は提出された書類の内容について、本事業に関する報告等のために必要とする場合には、無償で使用できるものとします。

4 提案に係る経費

提案に係る経費については、すべて応募事業者の負担とします。

また、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、応募事業者の負担とします。

VII その他留意事項

中学校給食調理等業務に係る個人情報保護については、松原市個人情報保護条例の趣旨に則り、契約書の締結による遵守等、適切な措置を講じていただきます。

VIII 資料・様式

1 資料

- (1) 資料1 松原市立中学校給食調理等業務委託仕様書
- (2) 資料2 松原市立中学校給食調理等業務委託業者を選定するための評価基準
- (3) 資料3 調理指示書

2 様式

- (1) 参加意向申出書(様式1)
- (2) 質問書(様式2)
- (3) 提案書(様式3)
- (4) 会社概要(様式4)
- (5) 企画書(様式5)
- (6) 見積書(様式6)